

【令和8年度】

おokayama働き方改革推進応援金募集要領

目次

01 事業の目的 .....	2
02 対象となる事業主 .....	2
03 応援金の額.....	4
04 対象となる取組 .....	4
05 申請手続き .....	6
06 交付決定 .....	10
07 応援金の支払い .....	10
08 申請の取下げ .....	10
09 交付決定の取消し、応援金の返還 .....	10
10 その他の留意事項 .....	10
11 お問い合わせ先 .....	11

## **【留意事項】**

- 1 不正受給（偽りその他不正行為によって応援金を受け、又は受けようとする事）があった場合、次のように厳しく取り扱われます。
  - ・ 応援金交付後に発覚した場合は、交付された応援金を返還しなければなりません。
  - ・ 不正受給した事業主が、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
  
- 2 この応援金は予算額（1億2千万円）に達した場合は、交付申請期限よりも前に予告なく受付を締め切る場合があります。
  
- 3 申請には国の令和8年度働き方改革推進支援助成金のうち対象のコースに係る支給決定通知が必要です。国の支給決定通知を受けるにあたり、交付申請から交付決定まで、支給申請から支給決定まで、それぞれ1～2か月程度、実地確認を行う場合はそれ以上の時間を要しますので、計画的かつ早めの申請をお勧めします。

なお、当該応援金を申請するにあたり、岡山労働局に対して、国の助成金の受付や審査の順番を早めるように催促するなどの迷惑行為はおやめください。

働き方改革推進支援助成金の詳細は岡山労働局雇用・環境均等室（電話番号：086-225-2017）まで

詳細 URL：[https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html)

## 01 事業の目的

人手不足、物価高騰が続く中、県内中小企業者が生産性向上によって賃上げの原資を生み出す好循環を加速させる必要があるため、国の働き方改革推進支援助成金を活用し、テレワーク制度や勤務間インターバル制度の導入を通じた誰もが働きやすい職場環境整備に取り組む県内中小企業者に対し、応援金を交付します。

## 02 対象となる事業主

申請日時点において、次に掲げる要件を全て満たしている事業所を対象とします。

(1) 国の令和8年度働き方改革推進支援助成金のうち、次のいずれかのコースを岡山労働局長に申請し、令和9年1月15日までに支給決定通知を受け、かつ岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。

- ・業種別課題対応コース
- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース

(2) 令和8年4月1日以前に創業又は開業した県内中小企業者

○次の従業員規模又は資本金規模を満たす会社（個人事業主を含む。）

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・建設業・運輸業その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

○「中小企業者」に該当する、会社以外の法人

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会 など

※1 財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等は上記の中小企業者に該当しません。

※2 従業員とは、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

※3 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。大企業の子会社も補助対象事業者には含まれません。

※4 個人事業主も補助対象事業者となりますが、岡山県内の税務署へ開業届を提出している必要があります。

- (3) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ※自治体等の公的機関は大企業とみなします。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
  - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - エ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）
- (7) 申請時において岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (8) 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 過去1年間に労働関係法令に違反していないこと。
- (10) 過去に国の人材確保等支援助成金(テレワークコース)などテレワーク制度導入に係る国や自治体の助成を受けたことがないこと。
- ※ 国の人材確保等支援助成金(テレワークコース)をこれから受けようとしている場合は、併給調整が必要となる場合があります。詳しくは、岡山労働局へお尋ねください。

### 03 応援金の額

対象となる取組	応援金の額
① テレワーク制度導入	50万円
② 勤務間インターバル制度導入加算 ※①の応援金の額に加算	20万円

### 04 対象となる取組

#### (1) テレワーク制度導入

##### ① テレワーク制度とは

県内中小企業者の県内事業場で行っている業務を、情報通信技術を活用して事業場外で実施することをいう。この制度の対象となる労働者が、通勤時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスや生産性の向上等を図ることができる等、人材確保や雇用管理改善に資するものであること。

##### 〈在宅勤務〉

所属するオフィスに出勤しないで自宅を就業場所とする勤務形態。

##### 〈サテライトオフィス勤務〉

所属するオフィス以外の他のオフィスや遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方。サテライトオフィスとは以下のいずれにも該当する事務所をいう。

- ・事業主が指定した事務所であって、労働者が通常勤務する事業場と異なる場所にあること。
- ・当該事務所にインターネット環境、椅子、机、印刷機器等、テレワークを行うために必要な設備が予め備えられていること。

(例) 各地の事業所内に設置するテレワーク専用スペースやシェアオフィス、コワーキングスペースなど

##### 〈モバイル勤務〉

移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方。

(例) 出張先でスマートフォンやモバイル端末で報告書を作成・送信し、会社に戻らずに直帰するなど

##### (参考資料)

厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」

「テレワークモデル就業規則～作成の手引き～」

URL : <https://telework.mhlw.go.jp/info/doc/>

##### ② 対象となる取組

次の a、b すべての取組を行うこと。

- a すべての事業場の就業規則等において、**令和8年3月31日以前にテレワーク制度を導入していない県内中小企業者（※）**が、令和8年4月1日から令和9年1月15日までに新たにテレワーク制度を導入し、1人以上の労働者を対象とする下記に定める「テレワーク勤務制度について規定すべき事項」を規定した

就業規則の作成・変更、施行を行い、所轄労働基準監督署長に届出をするなど、必要な手続きを経ていること。

ただし、国の人材確保等支援助成金（テレワークコース）などテレワーク制度導入に係る国や自治体の助成を受けたことがある場合は対象外とする。

※国の人材確保等支援助成金をこれから受けようとしている場合は、併給調整が必要となる場合があります。詳しくは、岡山労働局へお尋ねください。

(※) テレワーク制度を導入していない県内中小企業者

**令和8年3月31日**以前に就業規則等に次のいずれも規定したことがないこと。

- ・ 下記項目アのうち、テレワーク勤務の対象者、テレワーク勤務を行う際の手続き、テレワーク勤務を行う際の留意事項を規定していないこと。
- ・ 下記項目イのうち、テレワークを実施した労働者に適用する労働時間等の内容をいずれも明示的に規定していないこと。

〈テレワーク勤務制度について規定すべき事項〉

ア テレワークの定義、テレワーク勤務の対象者の範囲、テレワーク勤務を行う際の手続き、テレワーク勤務を行う際の留意事項に関する規定。

イ テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する労働時間、人事評価、人材育成、費用負担、手当に関する取扱いが、その他の労働者に適用する取扱いと異なる場合、その取扱いに関する規定。ただし、テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する取扱いが、その他の労働者に適用する取扱いと同一である場合、その旨を就業規則等に明示的に規定すればよいものとする。

※費用負担については、テレワークを実施するために必要な通信機器その他の費用を負担するものが使用者であるか労働者であるかの別を明示すること。労働者に当該費用を負担させる場合、その具体的な取扱内容について明示すること。

b 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土づくりの取組として、対象となる全労働者に対して周知すること。

〈例示〉

- ・ テレワーク実施促進について企業トップ等からのメッセージの発信及び社内呼びかけ
- ・ テレワーク実施を促進するための資料配布等及び社内周知
- ・ テレワーク導入又は実施の事例収集及び社内周知

(2) 勤務間インターバル制度導入加算

以下の要件に該当する場合には、応援金の加算を行います。

① 勤務間インターバル制度とは

終業から次の始業までの休息時間を確保することをいう。

② 対象となる取組

次の a、b すべての取組を行うこと。

a すべての事業場の就業規則等において、**令和8年3月31日**以前に勤務間インターバル制度を導入していない県内中小企業者（※）が、令和8年4月1日から令和9年1月15日までに新たに勤務間インターバル制度を導入する対象事業

場において、当該対象事業場に所属する労働者の1/4を超える労働者を対象とする、休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルについて規定した就業規則の作成・変更、施行を行い、所轄労働基準監督署長に届出をするなど、必要な手続きを経ていること。

ただし、国の助成金の勤務間インターバル導入コースなど勤務間インターバル制度導入に係る国や自治体の助成、又は、国の助成金の業種別課題対応コースにおいて勤務間インターバルを成果目標とした助成を受けたことがある、又は、申請している場合は対象外とする。

(※) 勤務間インターバル制度を導入していない県内中小企業者

「〇時以降の残業を禁止し、かつ〇時以前の始業を禁止する」旨の定めや、「所定外労働を行わない」旨の定めがある等により、終業から次の始業までの休息時間が確保される場合においては、当該労働者について勤務間インターバルを導入しているものとする。

一方で、「〇時以降の残業禁止」、「〇時以前の始業を禁止とする」などの定めのみの場合には、勤務間インターバルを導入していないものとする。

(参考) 厚生労働省「勤務間インターバル制度 就業規則 規定例」

URL: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/overview.html>

b 労働者が勤務間インターバル制度を実施しやすい職場風土づくりの取組として、対象となる全労働者に対して周知すること。

〈例示〉

- ・勤務間インターバル実施促進について企業トップ等からのメッセージの発信及び社内呼びかけ
- ・勤務間インターバル実施を促進するための資料配布等及び社内周知
- ・勤務間インターバル導入又は実施の事例収集及び社内周知

### 【注意事項】

県の応援金と国の人材確保等支援助成金（テレワークコース）の両方を申請する場合は、併給調整の対象となる可能性があります。詳しくは、国の助成金を申請する岡山労働局に確認してください。

## 05 申請手続き

### (1) 申請の方法

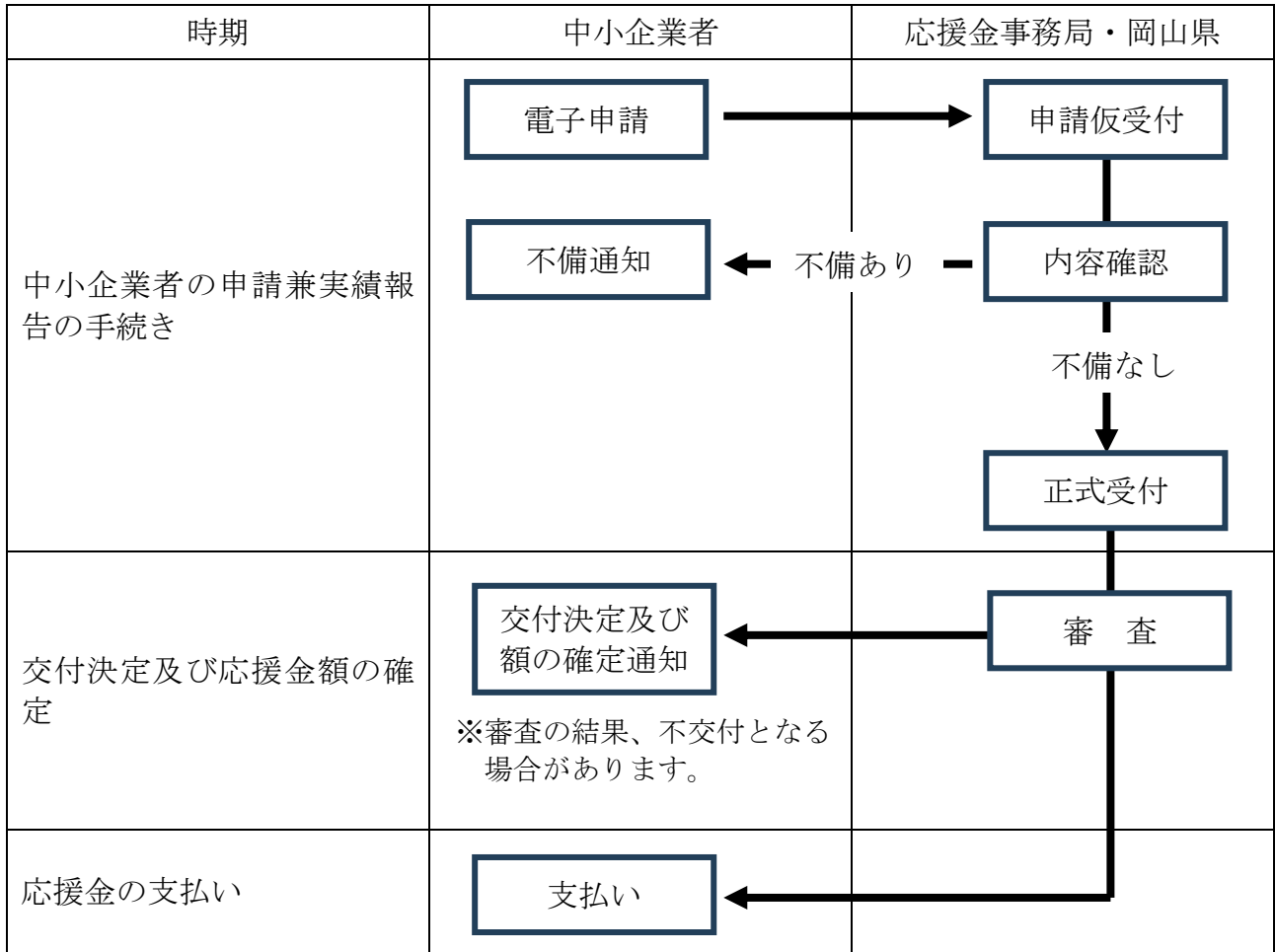
ア おかやま働き方改革推進応援金専用ホームページに設置された専用申請フォームから書類一式を添付して申請してください。

専用ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/1032032.html>

イ 必要書類が揃っているか確認した上で、申請してください。提出書類に不備がある場合には、添付資料の差替えや追加提出を依頼します。

ウ 申請後の書類記載事項確認等の連絡のため、添付ファイルが受け取れるメールアドレスを記載してください。

<申請～支払いまでの流れ>



(2) 必要書類

■ おかやま働き方改革推進応援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）

■ 申請書に添付する書類

① 直近1期分の決算書の写し

【法人】

表紙、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書又は完成工事原価報告書（製造業、建設業のみ）、株主資本等変動計算書、個別注記表（有る場合のみ）

【個人事業主】

青色申告決算書（表紙兼損益計算書、月別売上、貸借対照表）  
（提出できない場合は、直近の確定申告書）

※直近1期分の決算書の提出ができない場合は、次のものをご提出ください。

【法人】

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（3か月以内のもの）

【個人事業主】

開業届の写し

- ② 県税に滞納がないことの証明ができる書類（県税の完納証明）
- ・ 証明書は3か月以内のものを添付してください。
  - ・ 県税の課税がない場合は、課税が無いことの証明を添付してください。
  - ・ 徴収の猶予を受けている場合は、徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し

※県税の完納証明の申請方法は県税務課のホームページをご覧ください。  
県税窓口での手続きは平日9時から16時30分までの来局をお願いします。  
税務課 「一般用納税証明書の交付申請について」  
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/347443.html>

- ③ 誓約書（暴力団排除関係）  
法人は「法人用」、個人事業主は「個人用」を提出してください。  
様式は、県労働雇用政策課のホームページからダウンロードしてください。
- ④ 国の働き方改革推進支援助成金に関する書類
- ア 国の助成金の交付申請書、事業実施計画及びそれに添付する書類の写し
  - イ 国の助成金の事業実施結果報告書及びそれに添付する書類の写し
  - ウ 国の助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し

**【注意事項】**

- ・ 県内中小企業者が上記④ア、イを紛失した等、写しを保管していない場合は、同様の内容の書類を改めて作成し、申立書（参考様式）を添えて提出してください。この場合、当該書類が労働局へ提出した内容と同様のものか、必要に応じて、労働局へ確認させていただきます。  
なお、労働局から写しの提供を受けたい場合は、開示請求の手続きを行う必要があります。上記④ウについては、紛失等により書類を保管していなかった場合は、申請できません。
- ・ 上記④ウについては、交付申請から交付決定までに1～2か月程度、さらに支給申請から支給決定までにそれぞれ1～2か月程度、加えて実地確認を行う場合はそれ以上の時間を要する場合があります。特に申請期限の令和9年1月は、労働局において助成金の申請処理が非常に増加する時期であることから、申請準備は早くから計画的に実施するとともに、早めの申請をお勧めします。  
なお、当該応援金を申請するにあたり、労働局に対して、国の助成金の受付や審査の順番を早めるように催促するなどの迷惑行為はおやめください。

- ⑤ テレワーク勤務に関する制度を規定していることが確認できるもの  
(就業規則等の写し等)
- ※ 国の助成金の事業実施結果報告書に添付する書類の写しに就業規則を添付した場合は省略が可能。
- ・ 就業規則を作成した場合は作成日、その内容がわかるものとする。
  - ・ 就業規則は、労働基準監督署へ届け出ていること。(受付印が押印してあるもの)

**【常時10人未満の労働者を使用する事業場】**

- ・ 就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない、常時雇用する労働者が10人未満の事業場の場合であって、就業規則の作成・届出をしていない場合は、

制度の措置が明文化により定められており、労働者に周知されていること及びその日付が確認できる書類を添付すること。

〈社内への周知日が確認できるもの〉

例：明文化された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配布等により周知した場合、日付があるもの（メール送信、回覧の場合は全労働者に送信・回覧（回覧の確認がある等）されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知したことが実質的に分かるもの）や労働者代表の氏名及び周知日が確認できる申立書等

- ⑥ 勤務間インターバル制度導入加算を申請する場合は、勤務間インターバルに関する制度を規定していることが確認できるもの（就業規則等の写し等）

※国の助成金の事業実施結果報告書に添付する書類の写しやテレワーク勤務に関する制度を規定していることが確認できるものに就業規則を添付した場合は省略が可能。

- ・就業規則を作成した場合は作成日、その内容がわかるものとする。
- ・就業規則は、労働基準監督署へ届け出ていること。（受付印が押印してあるもの）

**【常時 10 人未満の労働者を使用する事業場】**

- ・就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時雇用する労働者が 10 人未満の事業場の場合であって、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文化により定められており、労働者に周知されていること及びその日付が確認できる書類を添付すること。

〈社内への周知日が確認できるもの〉

例：明文化された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配布等により周知した場合、日付があるもの（メール送信、回覧の場合は全労働者に送信・回覧（回覧の確認がある等）されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知したことが実質的に分かるもの）や労働者代表の氏名及び周知日が確認できる申立書等

- ⑦ 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土づくりの取組を確認できるもの  
労働者に周知した日付が分かる書類（例：メール送信、回覧の場合は全労働者に送信・回覧（回覧の確認がある等）されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合には社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知したことが実質的に分かるもの）
- ⑧ 働きやすい職場環境づくりに関するアンケート  
おかやま働き方改革推進応援金専用申請フォームにてご回答ください。  
なお、アンケートの集計結果は未記名で公表する予定です。
- ⑨ 会社案内（会社のホームページが無い場合）  
会社パンフレット等を添付してください。
- ⑩ その他知事が必要と認める書類  
事務局から指示があった場合にご提出ください。
- (3) 受付期間

令和8年11月2日（月）10時～令和9年1月29日（金）17時（先着順）

#### **【注意事項】**

- ・ 交付申請のあったものについて、その内容を確認のうえ、内容に不備の無いものから先着順で受付します。
- ・ 申請受付額が予算額に達した場合には、受付期間中であっても受付を終了します。
- ・ 要件としている国の働き方改革推進支援助成金の支給決定通知については、交付申請から交付決定まで、支給申請から支給決定までそれぞれ1～2か月程度、実地確認を行う場合はそれ以上の時間を要しますので、応援金の申請予定が見込まれる場合には、早めの申請をお勧めします。

### **06 交付決定**

- ・ 申請書類を受領後、審査により、交付又は不交付が決定されます。
- ・ 審査には電子申請による申請後、1～2か月程度要します。
- ・ 県の審査が完了した段階で、メールにより交付決定をお伝えするとともに、交付決定通知書を郵送します。

### **07 応援金の支払い**

- ・ おかやま働き方改革推進応援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に記載の口座情報を元に、対象事業主に対して口座振替で応援金を支払います。この口座情報には国の助成金の申請書へ記載した口座情報と同じものを記載してください。
- ・ 応援金の支払いには、交付決定後、1か月程度要します。

### **08 申請の取下げ**

- ・ 交付申請を行った応援金について、申請の取下げを希望する場合には、速やかに事務局にご連絡ください。
- ・ 交付決定を受けた後に、申請の取下げを希望する場合には、交付要綱第8条の規定に基づき、交付決定通知を受けた日から15日以内にご連絡ください。

### **09 交付決定の取消し、応援金の返還**

次のいずれかに該当した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

- (1) おかやま働き方改革推進応援金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付対象要件に該当しない事実が発覚したとき。  
※国の働き方改革推進支援助成金を取り消された場合は交付決定の取消しを行います。
- (3) 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) この応援金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明したとき。
- (5) その他不正の行為があると認められたとき。

### **10 その他の留意事項**

- ・ この応援金は、国の「重点支援地方交付金」を活用していますので、会計検査院による検査対象となります。会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けますので、応援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を応援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管してください。

- ・上記の他、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の定めに従ってください。

## **11 お問い合わせ先**

おかやま働き方改革推進応援金事務局（委託事業者：近畿日本ツーリスト(株)岡山支店）  
岡山市北区下石井2-1-3

TEL：086-237-0778（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：jimusho1@oka-hatarakikata.jp

### **【県からの依頼事項について】**

県が実施する働きやすい環境づくり促進に係る事業等へのご協力をお願いします。

申請時に記載した住所・メールアドレス等に、県が行う事業に関する協力依頼等を行う可能性があります。